

令和8年度

LED照明改修工事

(消防本部・中央署・輝北分署)

大隅肝属地区消防組合

LED 照明 工 事 仕 様 書

1 目的

この仕様書は、大隅肝属地区消防組合（以下「発注者」という。）が令和 8 年度に実施する既設照明設備を LED 照明へ更新する工事（以下「本工事」という。）を実施するにあたり、必要な仕様、施工方法、品質基準及び検査方法を定めることを目的とする。

2 適用範囲

本工事は、発注者が指定する施設内の照明器具、安定器、配線器具等の更新及び関連する付帯工事一式を対象とする。

3 対象照明器具

本工事は、既設照明器具を対象とし、既 LED 化済の器具は対象外とし、適切な照度が確保できる LED 照明器具に交換すること。

また、上記の対象照明器具以外の照明器具を交換する提案及び付帯提案として実施する照明器具以外のその他設備の改修や交換等については、発注者と協議するものとする。

照明器具を交換する施設、照明器具の公共施設型番及び交換台数については、別表並びに別図 1～6 のとおりとする。

4 適合法令・規格

本工事は、この仕様書に定めるもののほか、次に掲げる基準・法令等を遵守し、規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

- (1) 日本産業規格（J I S）
- (2) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (3) 日本電機工業会規格（J E M）
- (4) 日本照明工業会規格（J L M A）
- (5) 電気用品安全法（P S E）
- (6) 日本電線規格工業会（J C S）
- (7) その他関係法令等

5 工事上の問題処理

工事に当たっては次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

- (2) 仕様内容の解釈について相違がある場合は、発注者の解釈に従うこと。
- (3) 仕様の変更が必要な場合、又は不審な点が生じたときは、発注者に連絡の上、その指示を受けること。

6 照明器具等の仕様

(1) 基本事項

- ア 使用する照明器具等は、原則として同一メーカー製品とすること。
- イ 設置する照明器具等及び使用する雑材は、全て新品未使用品のものとする。
- ウ 照明器具には、必要に応じて落下防止措置を講ずること。
- エ 既設照明器具に対して同等以上の性能であること。ただし、発注者からの使用用途変更等による要望がある箇所についてはこの限りでない。

(2) 交換方法

原則、照明器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した照明器具が存在しない場合は、発注者と協議の上で選定すること。

(3) 仕様器具

- ア 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- イ 公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業規格）と同等以上の性能を有する器具を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は、発注者と協議の上で選定すること。
- ウ 蛍光ランプとLEDランプを取り違える可能性のないLED照明器具とすること。
- エ 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換するLED器具も同様に付属機器及び機能を付けること。
- オ 一般照明器具は、原則として、電源内蔵型LEDベースライト（光源部にて交換可能なもの）とし、電源ユニットは光源部に内蔵とすること。

(4) 定格寿命

光源（LED）寿命は、全光束が初期値の70%となるまでの総点灯時間が40,000時間以上の製品とすること。

(5) 光源色

光源色は昼白色を基本とし、原則として既設照明器具から大きく異なるも

のではないこと。既設照明器具が電球色の場合は、発注者と協議の上で選定すること。

(6) 照度・配光・輝度

ア J I S照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。

イ 既設照明器具から大きく異なるものでないこと。

(7) 耐環境性

ア L E D照明器具は、設置場所に適合した耐環境性を有するものであること。

イ 入力電圧設置場所の配電電圧に適合したものであること。なお、配電電圧の変更は行わないこと。

7 施工

(1) 照明器具は、原則、既設照明器具の位置に設置すること。

(2) 受注者は必ず類似業務経験のある者を建設業法に基づく現場代理人及び主任技術者として選任すること。

(3) 電気工事士の資格を有する者が施工を行うこと。

(4) 設置前に現地調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において本仕様書との相違を発見した場合には、速やかに発注者に連絡し、協議すること。

(5) 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。局所的に劣化している配線は、設置の際に受注者が補修を行うこと。劣化が配線の全体におよぶ場合は、発注者と受注者の協議により対処法を決定すること。

(6) 受注者は、以下の試験等を実施すること。

絶縁抵抗測定（施工前・施工後）

ア 分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁性能の低下がないことを確認すること。

イ 施工を原因として絶縁不良が確認された場合、受注者の責任において対応すること。

(7) 選定機種等により天井板の加工が必要となった場合には、受注者の負担で適正に施工すること。

8 関係法令の遵守及び安全の確保

受注者は作業に当たり、労働安全衛生法の他、関係諸法令を遵守するとともに、作業者の安全対策を講じて事故防止に努めること。

9 既設照明器具の撤去、運搬、処分

- (1) 受注者は、撤去した既設照明器具等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に従い、適正に運搬処分すること。
- (2) LED照明器具の設置により不要となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物は、全て撤去、運搬及び処分すること。
- (3) 既設照明器具の処分に当たっては、安定器のPCB含有の有無を確認し、ない場合は適切に運搬及び処分すること。また、PCB含有廃棄物の可能性のあるものを発見した場合は、速やかに発注者に連絡すること。

10 設置後検査

受注者による設置後自主検査を次のとおり行い、検査結果を発注者へ提出すること。

(1) 設置状態確認

各LED照明器具が正常に設置され器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。

(2) 点灯状態確認

各LED照明器具が異常なく点灯することを確認すること。

(3) 絶縁抵抗測定

LED照明器具の設置後に「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行い、問題のないことを確認すること。

(4) 照度測定

JIS照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度であるか測定すること。

11 仮使用

受注者は、照明器具等の設置が完了した箇所から仮使用を認め、障害が発生した場合は、受注者はその復旧を行うこと。

12 検査

- (1) 各施設の工事完了後、発注者と受注者が立会いの上、検査を行うものとする

る。なお、検査の結果、不適合及び不合格と認められるものについては発注者の指示する日までに部品の取替え、補修若しくは改造等を行い、再度検査を受けるものとする。

- (2) 検査に必要な測定機器等は受注者で準備するものとする。
- (3) 検査中の故障、破損等は、その修理等に要する一切の費用を受注者の負担とする。

13 完成図書

次の内容を取りまとめ完成図書として提出すること。

- (1) 完成図
- (2) LED照明器具機器台帳
- (3) LED照明器具を設置した範囲の照明配置図
- (4) 設置したLED照明器具の姿図
- (5) 配線等の補修を行った場合は補修内容の記録
- (6) 受注者による設置後自主検査結果
- (7) 各種施工写真（施工前、施工中、施工後、使用材料、撤去品）
- (8) メーカー取扱説明書
- (9) 既設照明器具の処分報告書

14 その他の事項

- (1) 作業にあたっては、作業スペース等に十分配慮し、安全を確保すること。
- (2) 現地工事については、現場を熟知し、整備に必要な工具、安全器具等については、受注者で用意すること。また、本体以外に必要なと思われるものは用意すること。
- (3) 作業完了後、作業場所周辺の清掃をすること。
- (4) 発注者の指示に従うこと。
- (5) その他業務上必要と思われることは実施すること。
- (6) 不具合箇所が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し指示を受けること。

15 疑義

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、必要に応じて協議しこれを定める。

別表

施設	公共施設型番	台数	施設	公共施設型番	台数	
中央署	LSS 1 - 2 - 15	2	輝北分署	LSS 1 - 4 - 23	2	
	LSS 1 - 4 - 23	12		LSS 1 - 4 - 48	5	
	LSS 6 - 4 - 48	54		LSS 9 - 2 - 15	2	
	LSS 9 - 2 - 15	1		LSS 9 - 4 - 23	1	
	LSS 9 - 4 - 23	29		LSS10 - 4 - 48	1	
	LSS10 - 4 - 48	10		LRS 3 - 4 - 23	3	
	LRS 1 - 08	9		LRS 6 - 4 - 23	1	
	LRS 3 - 4 - 23	7		LRS15 - 4 - 41	1	
消毒室	LSS 9 - 4 - 48	4		LRS20 - 4 - 48	12	
訓練棟	LSS 1 - 4 - 48	6		指令課棟	LSS 1 - 4 - 23	1
	LSS 9 - 2 - 15	2			LSS 9 - 2 - 30	1
	LSS 9 - 4 - 48	10			LSS 9 - 4 - 23	12
多目的 研修棟	LSS 9 - 4 - 23	15	LSS10 - 4 - 48		2	
	LSS10 - 4 - 48	20	LSS10MP/RP - 4 - 46		12	
	LBF 3 MP/RP - 2 - 13	3	LRS 1 - 08		1	
			LRS 3 - 2 - 15		6	
			LBF 3 MP/RP - 2 - 13		2	
			LRS20 - 4 - 48		16	